

畜産とくしま あんしん経営だより



公益社団法人徳島県畜産協会は、国・県・市町村・農協等と連携し、公益目的事業として「畜産物の安定生産と安定供給に関する事業」を実施しています。

目次

●肉用牛経営対策	2
●養豚経営対策	7
●家畜衛生対策	8
●畜産クラスター事業	13

1. 肉用牛経営対策

(1) 肉用牛肥育経営安定交付金制度(牛マルキン)

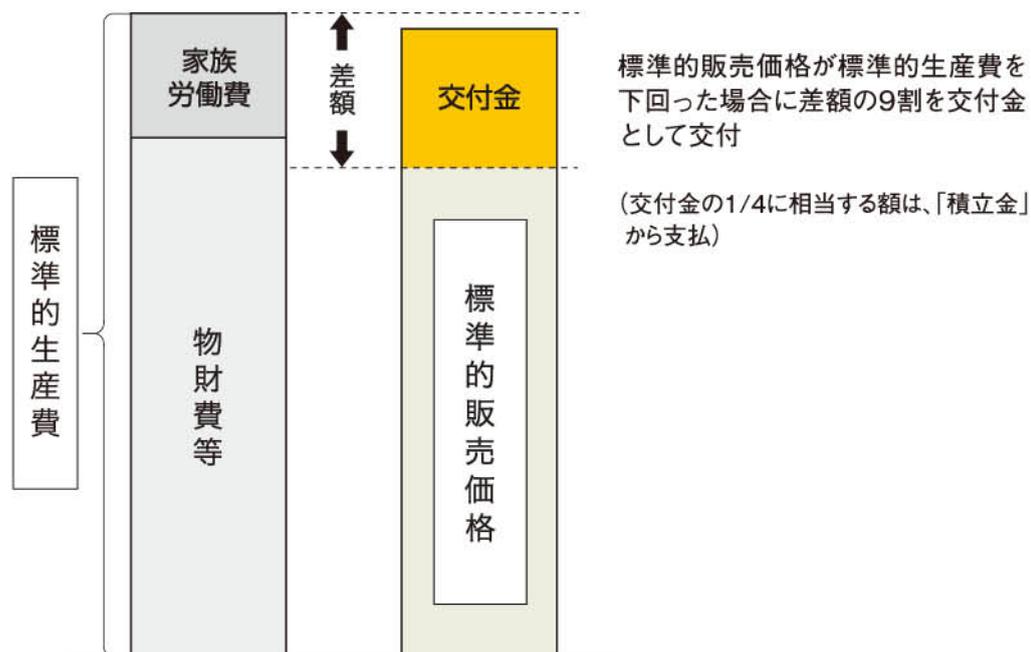
◎制度の目的

肉用牛経営安定交付金制度(牛マルキン)は、畜産経営の安定に関する法律に基づく法律制度であり、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、肉用牛の生産者に対し、その差額の9割を交付金として交付することにより、肉用牛の生産者の経営に及ぼす影響を緩和することを目的としています。

◎制度の仕組み

月毎に標準的販売価格(粗収益)と標準的生産費(生産コスト)を産出し、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、その差額の9割を交付金として交付します。

また、交付金の額の1/4に相当する額は、肉用牛の生産者が積立金管理者又は(独)農畜産業振興機構(以下「機構」という。)に納付する負担金により積立てられた「積立金」から、「積立金から支払われる額」として支払われます。残りの3/4に相当する額(国費)は、「交付金として支払う額」として、機構が支払います。



(図) 肉用牛肥育経営安定交付金制度(牛マルキン)

◎生産者の主な要件

肉用牛を販売する目的で、肉用牛の肥育を業として行っている者

ただし、資本金の額が3億円を越え、かつ、従業員の数300人を超える会社、暴力団員等、畜産経営の安定に関する法律その他関係法令に違反し罰金以上の刑に処された者等は除きます。

◎業務対象年間

3年間(令和7年4月1日から令和10年3月31日まで)

◎手続き

1.登録(参加)の方法

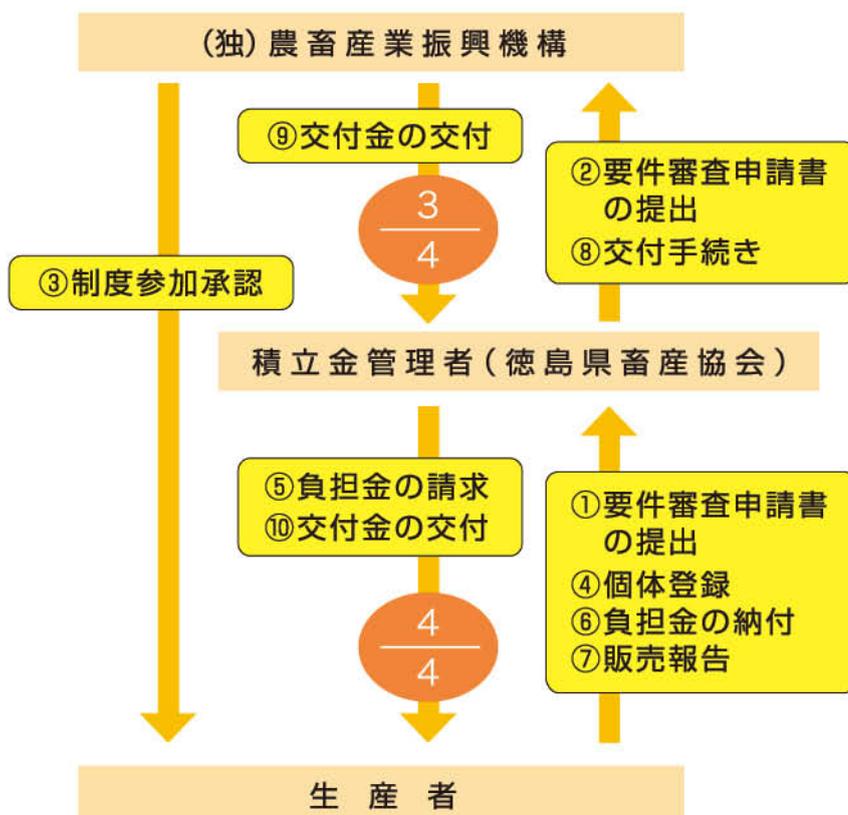
交付金の交付を受けようとする肉用牛の生産者は、業務対象年間の初年度に、機構へ申請書を提出し、審査完了後、「登録生産者」として登録されます。

新規参入者は、業務対象年間の途中であっても要件の審査を受けることができます。

2.負担金の納付と交付金の交付

積立金管理者方式と直接交付方式があります。

【例 積立金管理者方式】



(2) 肉用子牛生産者補給金制度(子牛基金)

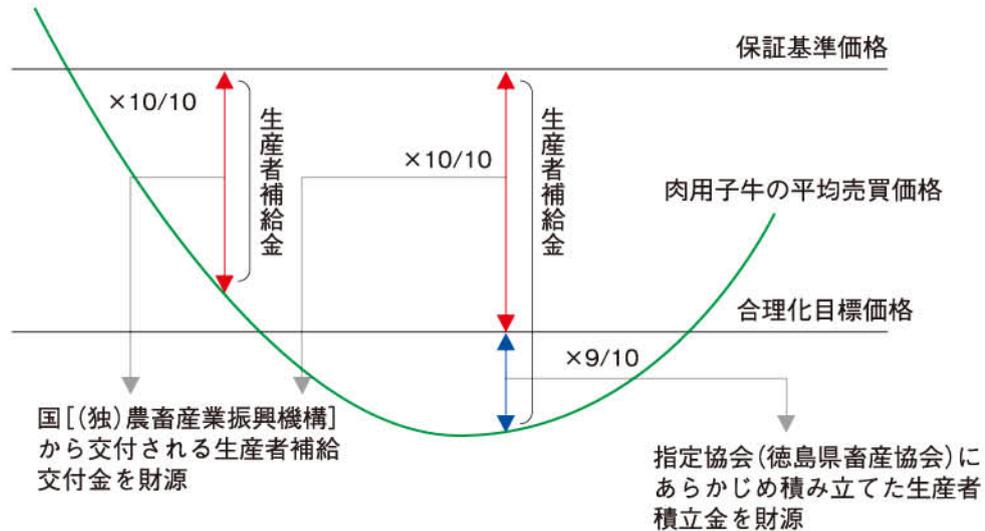
◎制度の内容

この制度は、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の平均売買価格が農林水産大臣が毎年度決定する保証基準価格を下回った場合、販売又は自家保留された肉用子牛(黒毛和種、乳用種、交雑種など)を対象に補給金(財源は国)が交付されます。

更に、平均売買価格が同様に国が定めた合理化目標価格を下回った場合には、生産者積立金(国・県・生産者が積立造成)から下回った額の9/10が補給金として交付されます。

◎制度の実施期間

令和7年度～令和11年度までの5年間



◎保証基準価格と合理化目標価格

(単位:円)

区分	令和7年度		令和6年度	
	保証基準価格	合理化目標価格	保証基準価格	合理化目標価格
黒毛和種	574,000	446,000	564,000	444,000
褐毛和種	523,000	406,000	514,000	404,000
その他肉専用種	334,000	259,000	328,000	258,000
交雑種	274,000	216,000	274,000	216,000
乳用種	164,000	110,000	164,000	110,000

◎積立金(肉用子牛1頭あたり)

(単位:円)

区分	積立金合計	積立金負担割合		
		国(機構)	徳島県	生産者
黒毛和種	1,600	800	400	400
褐毛和種	6,000	3,000	1,500	1,500
その他肉専用種	20,000	10,000	5,000	5,000
交雑種	2,400	1,200	600	600
乳用種	5,000	2,500	1,250	1,250

注) 1. 表は、令和7年4月1日個体登録分からの単価です(国は、合計額の1/2を負担します)。

(3) 優良和子牛生産推進緊急支援事業

和子牛価格の下落時において、
一定の取組を行う生産者に奨励金を交付します！

◎支援内容

和子牛の**ブロック別平均価格※が発動基準を下回った場合に**、
飼養管理向上に取り組む和子牛生産者に対し、
発動基準に応じた奨励金(1万円/頭・2万円/頭・3万円/頭)を交付します。
令和7年度から、各品種区分において発動基準を1万円引き上げました！

※極端に価格が高い都道府県は単独で平均価格を計算します。

※褐毛和種及びその他の肉専用種は、全国で平均価格を計算します。

※平均価格の計算期間は、黒毛和種及び褐毛和種は四半期別、その他の肉専用種は年間とします。

◎対象となる和子牛

令和7年4月～令和8年3月に販売された和子牛が対象です。
(自家保留・本人取りした子牛は対象になりません。)

◎発動基準、必要取組数、奨励金単価

発動基準	黒毛和種	61万円	59万円	58万円
	褐毛和種	56万円	54万円	53万円
	その他肉専用種	36万円	34万円	—
必要取組数	2つ	3つ	4つ	
奨励金単価	1万円/頭	2万円/頭	3万円/頭	

◎飼養管理向上のための取組メニュー

母子共通メニュー	子牛メニュー	母牛メニュー
<ul style="list-style-type: none">○飼料効率の改善○添加物による栄養補助○駆虫・防虫対策○寒冷・暑熱対策○牛体管理の徹底	<ul style="list-style-type: none">○疾病防止のワクチン接種○疾病の早期治療○栄養状態を強化する人工哺乳	<ul style="list-style-type: none">○疾病防止のワクチン接種○発情発見機等の活用○高度な栄養管理

(4) 和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業を新たに措置！

◎支援内容

優良和子牛生産推進緊急支援事業に加えて、
和子牛の**ブロック別平均価格が発動基準を下回った場合に、**
産地基盤強化に取り組む和子牛生産者に対し、
奨励金1万円/頭(離島等※は5万円/頭)を交付します。

※「離島等」は、離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域、沖縄県、鹿児島県奄美市及び同県大島郡)

◎対象となる和子牛

令和7年4月～令和8年3月に販売・保留された和子牛が対象です。
(本事業は自家保留した子牛も対象です。)

◎発動基準

品種区分	発動基準価格
黒毛和種	61万円
褐毛和種	56万円
その他肉専用種 (無角和種及び日本短角種)	36万円

◎産地基盤強化のための取組メニュー

地域内自給飼料の 生産・利用	早期出荷に向けた 地域内一貫生産	需給に応じた生産
<ul style="list-style-type: none">○高栄養飼料作物等の生産○耕畜連携等による飼料の利用○食品製造副産物等の飼料利用○放牧の実施	<ul style="list-style-type: none">○飼い直し不要な子牛生産の実践○出荷月齢の早期化を図る取組	<ul style="list-style-type: none">○需給状況等に関する定期的な勉強会の参加○遺伝的多様性に配慮した交配

★産地基盤強化のための取組は、**徳島県畜産協会の「和子牛産地基盤強化計画」**に沿って行ってください。

★取り組んだことが証明できる**領収書や写真などの保管(5年間)**をお願いします。

2. 養豚経営対策

(1) 肉豚経営安定交付金制度(豚マルキン)

◎制度の内容

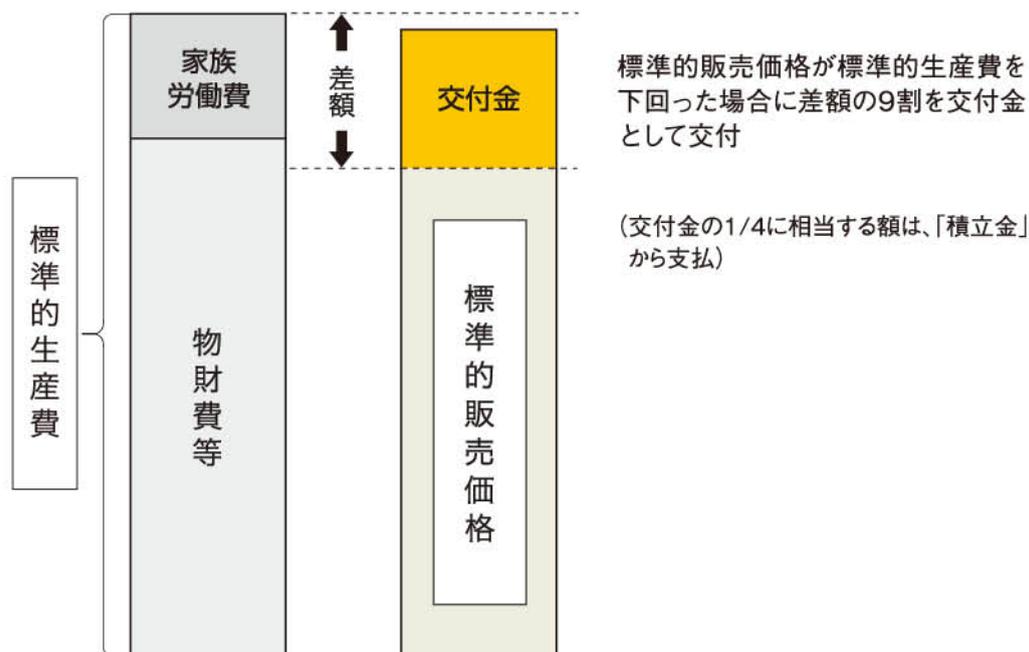
この制度は、四半期毎に標準的販売価格(粗収益)と標準的生産費(生産コスト)を算出し、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、その差額の9割を交付金として交付します。

また、交付金の額の1/4に相当する額は、肉豚の生産者が機構に納付する負担金により積立てられた「積立金」から、「積立金から支払われる額」として支払われます。残りの3/4に相当する額(国費)は、「交付金として支払う額」として、機構が支払います。

(注)四半期終了時に算出し、当該四半期に交付金の交付がなかった場合には、当概年度内において次の四半期に通算して算出します。

◎制度の実施期間

3年間(第3業務対象年間：令和6年4月1日から令和9年3月31日まで)



◎積立金単価(肉豚1頭あたり)

(単位:円)

年度	積立金単価 (合計)	積立金単価負担割合		
		機構(国)	徳島県	生産者
令和6年度	1,600	1,200	82	318

- 注) 1. 積立金単価は、毎年度設定されます。
2. 表は、令和7年度4月時点の積立金単価です。ただし、十分な額の積立金の確保の必要がある場合、やむを得ない事業がある場合には変更になることがあります。
3. 「機構」は、「独立行政法人農畜産業振興機構」の略です。

3. 家畜衛生対策

(1) 家畜防疫互助基金支援事業

事業のポイント

- 牛・豚（水牛及びいのししを含む。）等を飼育する生産者の方は、どなたでも事業に参加できます。ただし、契約締結時点で家畜伝染病予防法に基づき、移動制限等が実施されている区域の生産者は加入できません。
- 加入者は家畜伝染病予防法第12条の3に基づき、家畜の所有者として、飼養衛生管理基準の遵守が必要となります。
- この事業の対象となる牛及び豚の家畜伝染病は、「口蹄疫」、「牛疫」、「牛肺疫」、「アフリカ豚熱」及び「豚熱」の5疾病です。
- 事業実施期間は令和6～8年度までの3年間です。
- 生産者が納付した生産者積立金のうち、牛に係るものを牛生産者基金、豚に係るものを豚生産者基金で管理します。疾病が発生し、互助金を交付する場合は、牛については牛生産者基金、豚については豚生産者基金からそれぞれ交付されます。

生産者積立金の単価

豚の生産者積立金の単価は、事業開始当初に比べて豚熱の発生リスクが高まっている中で、残りの事業実施期間（令和9年3月31日まで）における対象疾病の発生に備えるため、事業開始当初の生産者積立金の3倍の額の単価となりました。

家畜の種類ごとの生産者積立金の1頭当たりの単価は次のとおりです。

（単位：円）

区 分		家 畜 の 種 類	生産者積立金の単価 (1頭当たり)
乳用牛		乳用牛(24か月齢以上)	245
		乳用牛(24か月齢未満)	90
肉用牛		肉専用種繁殖雌牛(24か月齢以上)	235
		肉専用種繁殖雌牛(24か月齢未満、子牛を含む)	125
		肉専用種肥育牛(子牛を含む)	125
		交雑種肥育牛	95
		乳用種肥育牛	90
豚	家族型	繁殖用種豚(雌)	340
		繁殖用種豚(雄)	340
		肥育豚	60
	企業型	繁殖用種豚(雌)	380
		繁殖用種豚(雄)	380
		肥育豚	70

- 注) 1. 繁殖用種豚には繁殖の用に供される予定の雌及び雄の豚を含みます。
2. 豚について、契約対象となるのは離乳後の豚となります。
3. 乳用牛および乳用種肥育牛には水牛（食用生産に係るものに限る。）、豚にはいのししも含みます。

今事業対策期間（令和6年度～令和8年度）の制度改正

今期事業対策期間（令和6年度～令和8年度）から以下の改正が行われました。

【互助金の交付対象の拡充】

（移転して経営再開する場合も交付対象）

従来は家畜疾病が発生した農場で経営再開する場合に互助金を交付することとしていましたが、その農場外（他の都道府県を含む）で経営再開する場合も互助金の交付対象とします。

【互助金の申請期間の設定】

- ①家畜疾病が発生した農場の経営再開を促すとともに、事業を早期に完了し、契約者からお預かりした生産者積立金の無事戻しを早期に行い、農家の資金繰りに配慮する観点から互助金の申請期限を設けることとします。
- ②今事業対策期間（令和6年度～令和8年度）の3年間に家畜疾病が発生した生産者の互助金の申請は、家畜疾病が発生した日から原則として3年以内とします。

経営支援互助金とその単価

契約対象農場において、当該農場の経営を再開する場合に、家畜の導入を完了するまでの空舎期間に要する労賃、地代、減価償却費等の固定経費を支援します。

（単位：円）

区 分	家 畜 の 種 類	互助金の上限単価（1頭当たり）	
		経営支援互助金	
乳 用 牛	乳用牛（24か月齢以上）	200,000	
	乳用牛（雌、12か月齢以上24か月齢未満）	27,000	
	子牛（雌、12か月齢未満）	23,000	
肉 用 牛	肉専用	繁殖雌牛（24か月齢以上）	198,000
		繁殖雌牛（12か月齢以上24か月齢未満）	56,000
		肥育牛（雌、12か月齢以上）	56,000
		肥育牛（雄、12か月齢以上）	56,000
		子牛（12か月齢以上）	56,000
	交 雑	肥育牛（12か月齢以上）	32,000
		子牛（12か月齢未満）	32,000
	乳 用	肥育牛（12か月齢以上）	27,000
		子牛（12か月齢未満）	23,000
豚	家族型	繁殖用種豚（雌）	49,000
		繁殖用種豚（雄）	49,000
		肥育豚	10,000
	企業型	繁殖用種豚（雌）	56,000
		繁殖用種豚（雄）	56,000
		肥育豚	11,000

注）1. 国等の事業を利用し、新たに導入する家畜については、経営支援互助金の交付対象頭数から除かれます。

2. 豚の互助金の交付対象は、離乳後の豚（21日齢以上）です。

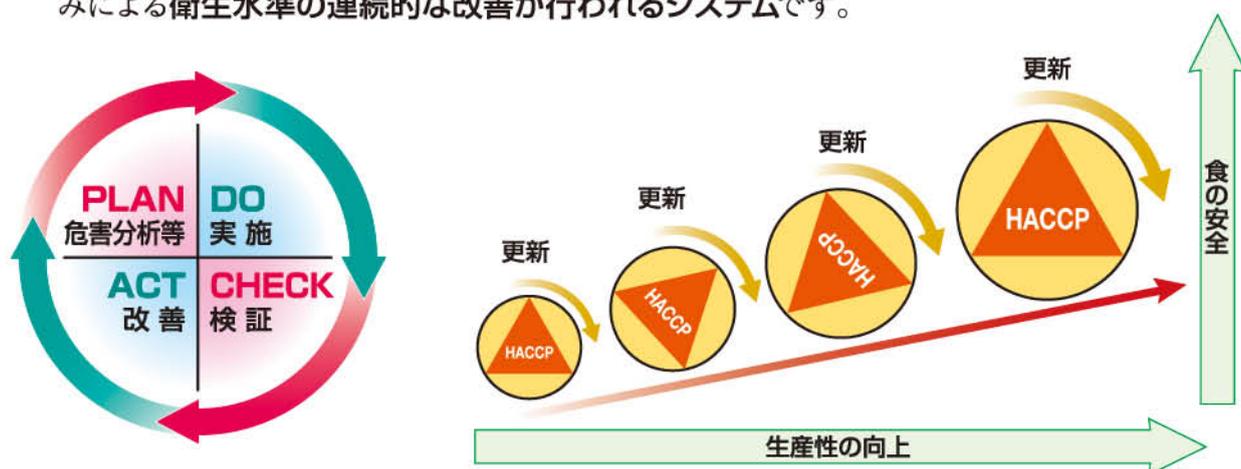
(2) 農場HACCP事業

農場HACCPとは

- HACCPは**H**azard **A**nalysis **C**ritical **C**ontrol **P**ointの頭文字をとったもので危害要因分析(HA)必須管理点(CCP)といわれるものです。
- 農業HACCPは農場の飼養衛生管理にHACCPの考え方をとり入れて、生産される畜産物の安全性の確保及び生産性の向上を図るためのものであり、危害要因の分析・評価(HA)を行い、個々の農場の状況に応じた一般的衛生管理プログラムや必須管理点(CCP)を決め、適切な飼養衛生管理に取組むことにより最終的な製品の危害汚染を防止しようとするものです。

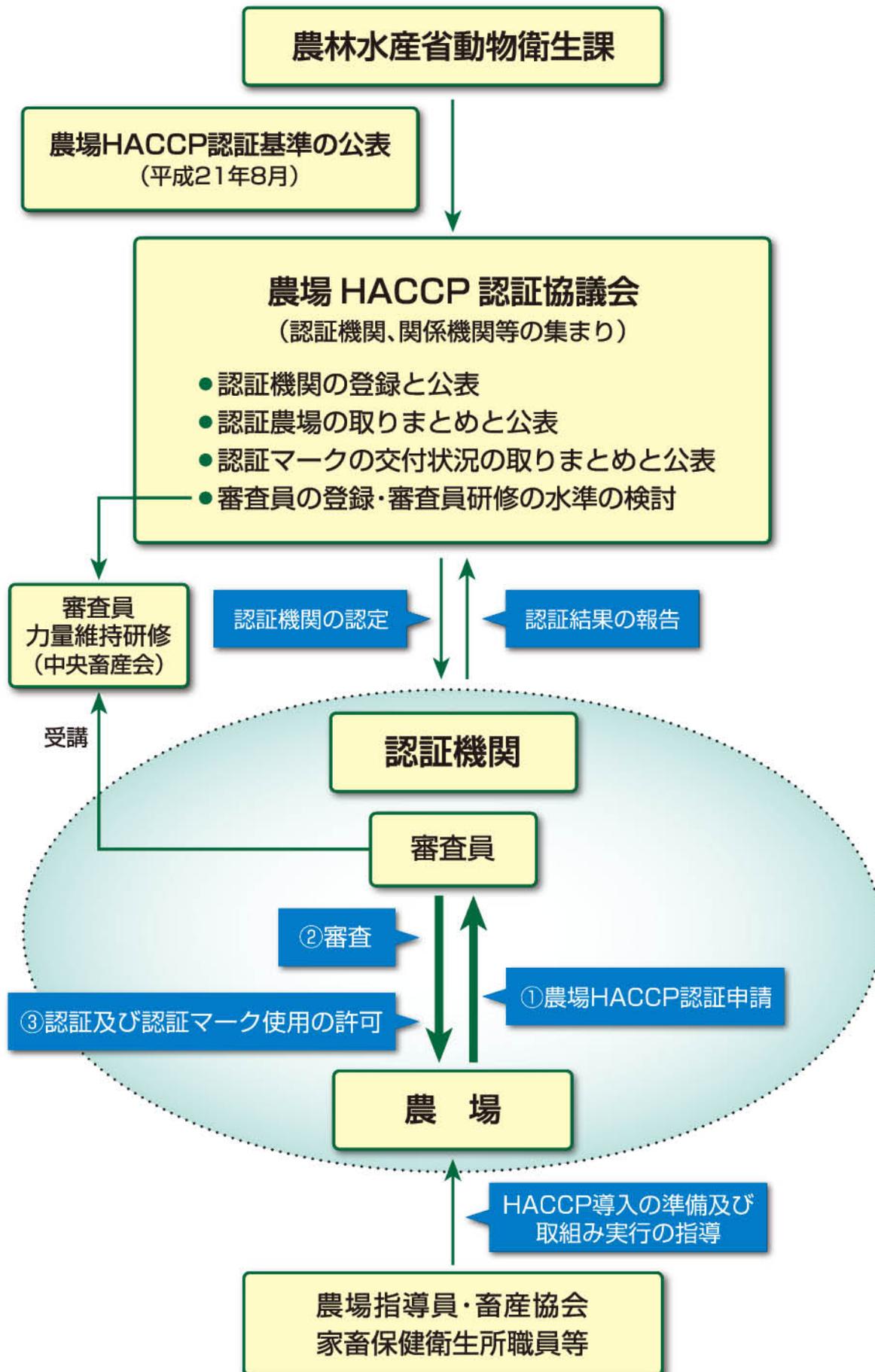
農場HACCP認証基準の特徴(メリット)

- ① 一般的衛生管理プログラムとHACCP計画により健康な家畜及び安全な畜産物の確保が効率的に行われます。生産に関するすべての危害要因を分析し必須管理点を決めて管理を集中させることにより衛生管理システムが簡素化されます。
- ② 継続的に改善を行う仕組みにより健康な家畜及び安全な畜産物が確保され生産性が向上します。危害要因の分析・予防策の策定、結果に対する評価・改善・更新へと連続的に進める仕組みによる衛生水準の連続的な改善が行われるシステムです。



- ③ その農場にあった教育プログラムの実施により、農場内の従事者の衛生管理の認識が高まり事業運営の円滑化も図られます。
- ④ 各記録により外部からのいろいろなクレームに対しての原因追及や供給先に対しての信頼性の向上等についても有効に機能します。
- ⑤ 家族で経営する小規模農場でも外部のHACCP専門家・獣医師あるいは家畜保健衛生所等の関係機関・団体等の協力を得て認証基準を満たす衛生管理システムを構築することができます。

農場HACCP認証の仕組み



(3) ワクチン接種事業

家畜の損耗を防止するための予防対策としてワクチン接種を支援しています。

(単位:円)

ワクチン名			1頭当たりの価格	
牛 用 ワ ク チ ン	牛アカバネ病		生 1,617	
	牛異常産3種混合		不 1,760	
	牛異常産4種混合		不 1,760	
	I B R	牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ・牛RS感染症(TSV3)		生 1,760
		牛五種混合		生 2,002
		牛五種混合		不 1,760
		牛六種混合(カーフウイン-6)		生 2,123
		牛六種混合(キャトルウイン-6)		生+不 2,233
	牛イバラギ病		生 990	
	牛RSウイルス感染症		生 1,265	
	牛ヘモフィルス感染症		不 1,210	
	牛下痢5種混合		不 2,640	
豚 用 ワ ク チ ン	豚丹毒		不 308	
	豚日本脳炎	生	517	
		不	605	
	豚日本脳炎・豚パルボ・豚ゲタ混合		生 1,320	
豚流行性下痢(PED)		生 693		

※牛アカバネ病・牛異常産3種混合・牛異常産4種混合は、家畜生産農場衛生対策事業(国補助事業)から128円/頭の補助を受けています。

(4) 獣医師養成確保修学資金給付事業

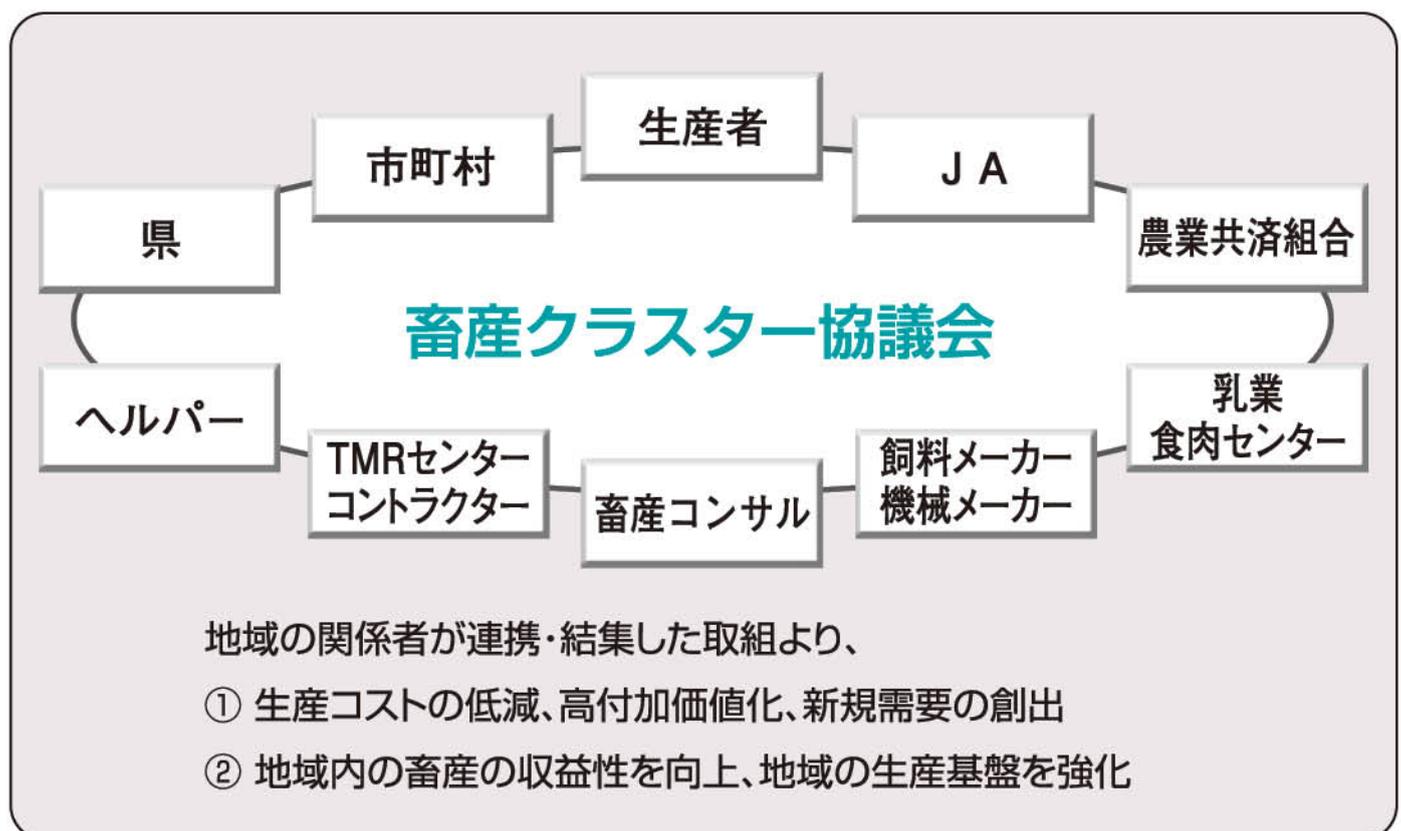
畜産現場に係わる有能な獣医師が不足している現状から、産業動物獣医師を志す獣医学生(1~6年生対象)に対し、毎月(国公立大学10万円・私立大学18万円)の修学資金を給付しておりますので、希望される方は申し出てください。(高校3年生または、前年度卒業生を対象とした修学資金もあります。詳細は、県畜産振興課家畜防疫担当まで)

4. 畜産クラスター事業

(1) 事業概要

- 畜産・酪農の農家戸数や飼養頭数が減少する中、収益力・生産基盤の強化により競争力を強化することが必要
- このため、畜産農家をはじめとする地域の関係者が連携・結集した畜産クラスターの取組を推進すべく、地域一体となった収益性向上に必要な畜舎、堆肥舎等の施設整備及び飼料収穫機械等の機械導入を支援

- ▲ 地域の関係者等が参画する**畜産クラスター協議会**の設置
- ▲ 畜産クラスター協議会は地域の畜産の収益性向上を図るための**畜産クラスター計画**を作成



畜産クラスター計画

- 中心的な経営体を位置づけ
- 目標・効果を定量的に設定
- 計画は県が認定

施設整備事業

▲ 中心的経営体に対し、収益力の強化等に必要な施設の整備を支援(1/2以内補助)

個別経営体も対象(法人経営、法人化の計画を有している家族経営)



繁殖牛舎



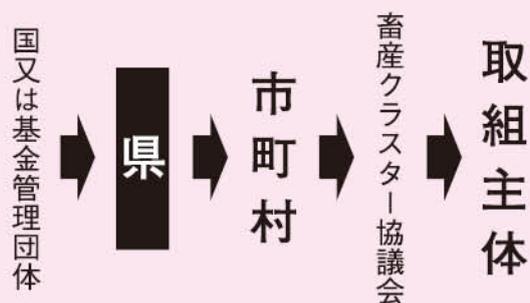
堆肥舎



搾乳牛舎

(※農協等が整備し、
中心的な経営体に
貸し付ける場合も含む)

交付の流れ



機械導入事業

▲ 中心的経営体に対し、収益力の強化等に必要な機械の導入を支援(1/2以内補助)



トウモロコシ収穫機械



飼料用稲収穫機械



搾乳ユニット

交付の流れ



優良繁殖雌牛更新加速化事業

事業内容

- 畜産クラスター計画に基づき、高齢の繁殖雌牛から優良な繁殖雌牛に更新する場合に、更新実績に応じて奨励金が交付されます。
- 遺伝的多様性に配慮するため、特に希少な父牛に由来する繁殖雌牛への更新を手厚く支援し推進されています。
- 奨励金の単価は右のとおりです。

	優良な繁殖雌牛	希少な父牛に由来する繁殖雌牛※
奨励金	10万円/頭	15万円/頭

※黒毛和種のみ。詳細は実施要項を参照。

書類や奨励金の流れ



*2: 補助金申請、実績報告 *1: 更新計画書、繁殖台帳
*3: 補助金交付決定、補助金交付 *4: 奨励金交付

事業参加要件 (詳細は実施要項を参照ください)

- 畜産クラスター協議会が地域で設立され、肉用牛の生産基盤の強化を図るため、高齢の繁殖雌牛から優良な繁殖雌牛へ更新するための畜産クラスター計画が策定されること。
- 取組主体は、クラスター協議会又はその構成員であること。
- 参加者は、クラスター協議会の直接又は間接の構成員であり、更新計画書を作成し年度当初から事業参加していること。
- 参加者は(令和7年度を含む)3年後に成果目標を設定すること。
〔繁殖雌牛の平均月齢の5%以上の低下〕又は〔繁殖雌牛の平均月齢の4か月齢以上の低下〕

奨励金交付対象牛要件

- 期間内(令和7年1月1日～12月31日)において、高齢の繁殖雌牛を出荷し、優良な繁殖雌牛を導入すること。(繁殖雌牛の品種は黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種に限る)
(出荷する繁殖雌牛の要件)
- 出荷する繁殖雌牛は、令和6年12月31日以前から飼養している牛で、出荷時点で満10歳(120か月齢)以上であること。ただし、令和6年1月1日以降に120か月齢以上で導入した繁殖雌牛は対象外。
(導入牛の要件)
- 令和7年12月31日時点で満9か月齢以上かつ導入時点で満14か月齢未満※であること。(※初任牛を除く)
- 脂肪交雑以外の枝肉形質(枝肉重量、ロース芯面積、ばらの厚さ、皮下脂肪厚、歩留基準値)のうち2つについて、育種価又は期待育種価が上位1/2以内であること。
- 1交付対象者あたり25頭まで。
- 要件確認結果によっては必ずしも希望どおりに交付されないこともあるのでご注意ください。

スケジュール

- 取組主体が行う要望調査：令和7年4月～
- 更新実績、要件確認：令和8年1月～2月
- 奨励金交付時期：令和8年3月末予定

お問い合わせ先:(一社)全国肉用牛振興基金協会並びに(公社)徳島県畜産協会(業務委託団体)

(2) 畜産クラスター協議会

とくしま中央肉用牛生産協議会

畜産クラスター機械導入事業・優良繁殖雌牛更新加速化事業を活用し肉用牛の生産拡大に取り組んでいます。

概要

1. 目的

肉用牛の生産拡大を図るため、関係機関と連携し、肉用牛生産体制の強化と生産性向上に取り組み、地域の肥育素牛生産の拡充を図り、県産肉用牛の生産基盤の安定に資することを目的とする。

2. 事業

- (1) 肥育素牛の生産拡大に関すること
- (2) 肉用牛生産性の向上に関すること
- (3) 労働負担の軽減に関すること
- (4) クラスター計画に定めた取組の推進に必要なこと
- (5) その他、この協議会に必要な事業

3. 構成員

- (1) 肉用牛生産者
- (2) 全国農業協同組合連合会徳島県本部及び農業協同組合
- (3) 一般社団法人徳島県配合飼料価格安定基金協会
- (4) 徳島県肉用牛振興協会
- (5) 公益社団法人徳島県畜産協会
- (6) 徳島県(関係機関含)
- (7) その他協議会の目的に賛同する者

4. 運営経費

事業参加者からの負担金による。

徳島県養豚協会

畜産クラスター機械導入事業等を活用し、県内養豚業の振興発展に資することを目的に活動しています。

概要

1. 目的

会員相互の連絡協調を図り、関係機関と連携しながら、県内養豚業の振興発展に資することを目的とする。

2. 事業

- (1) 養豚技術向上、経営合理化に関する研修会等の開催
- (2) 豚の改良及び能力向上を図るため登録事業の実施
- (3) 養豚に関する資料の調査及び連絡
- (4) 生産及び販売に関する情報収集及び情報提供
- (5) クラスター計画に定めた取組の推進に必要なこと
- (6) その他、本会の目的のために必要な事業

3. 会員

本会は、この会の趣旨に賛同する正会員及び団体会員、並びに賛助会員をもって組織する。正会員は生産者、団体会員は農協及び関係団体、賛助会員は関連企業とする。

4. 運営経費

会費及び事業参加者からの負担金による。

この他県内では、様々な地域や生産者グループでそれぞれ独自にクラスター協議会を組織し、畜産クラスター事業に取り組んでいます。



みんなの暮らしと地方競馬
地域とともに未来へ歩む



地方競馬の売上げの一部は、畜産振興及び地方財政の改善に活用されています。

事業名： _____	組織名・代表者氏名： _____
住所： _____	連絡先： _____

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (畜産経営体向け) Ver2.1

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/> 肥料の適正な保管 ※飼料生産を行う場合 (該当しない□)	<input type="checkbox"/>
②	<input type="checkbox"/> 肥料の使用状況等の記録・保存に努める ※飼料生産を行う場合 (該当しない□)	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
③	<input type="checkbox"/> 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討 ※飼料生産を行う場合 (該当しない□)	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/> 農薬の適正な使用・保管 ※飼料生産を行う場合 (該当しない□)	<input type="checkbox"/>
⑤	<input type="checkbox"/> 農薬の使用状況等の記録・保存 ※飼料生産を行う場合 (該当しない□)	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑥	<input type="checkbox"/> 畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑦	<input type="checkbox"/> 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>
⑧	<input type="checkbox"/> 家畜排せつ物の管理基準の遵守 ※飼養頭数が一定規模以上の場合 (該当しない□)	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑨	<input type="checkbox"/> プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑩	<input type="checkbox"/> 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 ※特定事業場である場合 (該当しない□)	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	<input type="checkbox"/> みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑫	<input type="checkbox"/> 関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑬	<input type="checkbox"/> GAP・HACCP について可能な取組から実践	<input type="checkbox"/>
⑭	<input type="checkbox"/> アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している	<input type="checkbox"/>
⑮	<input type="checkbox"/> 農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑯	<input type="checkbox"/> 正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>
⑰	<input type="checkbox"/> 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の遵守 ※和牛生産を行っている場合 (該当しない□)	<input type="checkbox"/>

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があるため、各事業の要綱・要領などをご確認ください。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→



食卓からの、 ありがとう。

私たちがおいしい牛乳やお肉、

卵を食べられるのは、

畜産に携わるすべての人のおかげです。

さまざまな人の努力や想いがあるからこそ、

今日の食卓が豊かになっている。

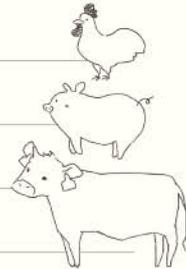
そのことを、私たちは知っています。

おいしい国産の畜産物が、

この先も続いていくように。

豊かな畜産の未来に向かって、

できることを続けます。



国産の牛乳、お肉、卵を 食べてまもろう。



地方競馬と全国の畜産会組織は
日本の畜産を応援しています。
地方競馬の売上の一部は、地域のくらしや畜産の振興に
役立てられています。

<https://jlia.lin.gr.jp/tekiseikakaku/>

公益社団法人

中央畜産会

JAPAN LIVESTOCK
INDUSTRY ASSOCIATION



公益社団法人

徳島県畜産協会



事業内容や手続きなどに関する問い合わせ先

◎徳島県畜産協会にお問い合わせ頂くか、下表の業務委託先にお問い合わせ下さい。

徳島県畜産協会の主な業務担当

企画総務課	総務係 088-634-2680	家畜衛生対策
	事業推進係 088-634-2681	肉用牛肥育経営安定交付金制度 肉用子牛生産者補給金制度 肉豚経営安定交付金制度 畜産クラスター事業 (公社)全国和牛登録協会徳島県支部 肉用牛振興協会 とくしま中央肉用牛生産協議会 養豚協会 等団体事務

TEL (088) 634-2680 FAX (088) 637-0009
 E-mail: awano36@mandala.ne.jp

業務委託先(団体名)

団体名	電話番号	住所	備考
JA徳島市	088-622-6338	徳島市万代町5丁目71-11	
JA東とくしま	0885-32-7160	小松島市小松島町門田2-1	経済センター
JA徳島県 販売部 米穀畜産課	088-694-7208	板野郡上板町神宅字宮ノ北22	
(一社)徳島県配合飼料 価格安定基金協会	088-622-4110	徳島市山城西2丁目74番地	NOSAI 徳島会館 3F
JA全農とくしま 米穀畜産部	088-634-2474	徳島市北佐古一番町5番12号	JA会館 5F

